

第 2 1 回半田市農業委員会総会議事録

令和 7 年 3 月 2 1 日午後 2 時 0 0 分下記議案審議のため半田市役所庁議室へ招集した。

議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 第 6 0 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について

第 6 1 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について

第 6 2 号議案 旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定及び半田市農業経営 基盤強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の (6) - ③ の規定による農用地利用集積計画について

第 6 3 号議案 農用地利用集積等促進計画の公告について (一括契約)

諮問第 8 号 農業振興地域の整備に関する法律の規定による農用地利用計画の変更について

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

報告第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について

報告第 4 号 生産緑地法第 1 0 条の規定に基づく生産緑地の買取りの申出による農業の主たる 従事者の証明願いについて

委員の出欠席

農業委員			農地利用最適化推進委員		
番 号	氏 名	出欠席	担当区域	氏 名	出欠席
第 1 番	深 津 延 幸	出席	有脇・亀崎	石 川 丈 夫	出席
第 2 番	小 栗 絵 里	出席	乙川	高 橋 智 恵	出席
第 3 番	岩 橋 克 巳	出席	半田・岩滑	青 木 功 雄	出席
第 4 番	新美 久美子	出席	成岩	榊 原 且 己	出席
第 5 番	竹 内 甲 永	出席	板山	岩 橋 一 成	出席
第 6 番	榊 原 久 美	出席			
第 7 番	堀 寄 純 一	出席			
第 8 番	石 川 敏 彦	出席			
第 9 番	藤 野 道 子	欠席			
第 1 0 番	石 川 明 美	出席			
第 1 1 番	新 美 周 大	出席			

事務局出席者

事務局長	大 木 康 敬	書記	服 部 由 紀
書記	竹 内 裕 基		

事務局

ただ今から第 2 1 回総会を開会いたします。

はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長

皆さま、本日は寒い中ご参集いただきありがとうございます。本日も議事進行にご協力いただき、活発なご意見をいただきますようよろしくお願いします。

事務局

ありがとうございました。

それでは、総会に入らせていただきます。本日の出席委員は 11 名中 10 名です。また、推進委員 5 名中 5 名ご出席いただいております。

それでは、半田市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は会長をお願いいたします。

議長

これより議事に入ります。まず日程第 1 の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。半田市農業委員会会議規則第 1 8 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

本日、議事録署名委員は、1 番の深津延幸委員 2 番の小栗絵里委員となります。なお、本日の会議書記には事務局職員の服部氏、竹内氏を指名いたします。

以上で日程第 1 を終わります。

それでは、日程第 2 の第 6 0 号議案「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、2 件出ております。番号 603-31 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。譲渡人は高齢であるため耕作が困難で申請人に譲渡したいとするものです。譲受人は当該地の南に住む者で、実際には以前からこの土地の管理耕作をしています。場所については、別冊 1 頁のとおりで特に問題ないかと思われます。よろしくご審議をお願いします。

議長

番号 603-31 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 603-31 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 603-31 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 603-32 について、担当委員より調査、報告をお願いします

委員

議案については、記載のとおりです。譲渡人は譲受人の父で、後継者である長男に贈与したいとするもので

す。譲受人の耕作地の隣地であるため経営の効率もよいとのこと。場所については、別冊 1 頁のとおりで、譲渡人に現地を案内していただき確認しましたがきれいに耕作されていました。特段問題ないものと考えます。よろしくご審議お願いいたします。

議長

番号 603-32 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 603-32 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 603-32 を承認・可決いたします。

続きまして、第 61 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、3 件出ております。

番号 605-52 について、事務局及び担当委員より調査、報告をお願いします。

事務局

議案については記載のとおりです。本件は 1 2 月総会で除外を審議した件の転用で、移動する権利は使用貸借権です。譲受人は東京都にお住いの方で、半田に戻り実家の側に分家住宅を建て、これまでの経験を生かした仕事を行いながら介護が必要となった父の世話をを行い、暮らしたいとするものです。土地所有者は申出者の母にあたります。場所については担当委員よりお願いします。

委員

場所については、別冊 2 頁をご覧ください。南と西に畑が隣接し、北には太陽光が設置されています。転用については特段問題ないかと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

番号 605-52 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 605-52 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 605-52 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 605-53 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。本件は 1 2 月総会で除外を審議した件の転用で、測量した結果、庭敷地として既に使用してしまっている土地について、書類の手続きを是正したいとするものです。場所については、別冊 3 頁をご覧ください。君ヶ橋住宅の北側です。特段問題はないかと思います。よろしくお願いします。

議長

番号 605-53 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 605-53 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 605-53 につきまして、を承認・可決いたします。

続きまして、番号 605-54 について、事務局及び担当委員より調査、報告をお願いします。

事務局

議案については記載のとおりです。本件は 1 2 月総会で除外を審議した件の転用で、移動する権利は使用貸借権です。譲受人は阿久比町に在住の者で、両親が高齢で将来面倒が見やすいよう隣接する当該地に分家住宅を建てたいとするものです。場所については、担当委員よりお願いします。

委員

場所については、別冊 3 頁のとおりです。先ほどの件のすぐ南側の場所です。特段問題はないかと思います。よろしくお願いします。

議長

番号 605-54 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 605-54

につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 605-54 を承認・可決いたします。

続きまして、第 62 号議案「旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定及び半田市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の (6) - ③の規定による農用地利用集積計画について」、番号 606-152 と 161～162 については同一の受人であるため一括して審議します。担当委員より説明をお願いします。

委員

議案については、記載のとおりです。受人は中間管理で何度も名前が出ています、市内で広く農業をする法人です。特に問題ないかと思われます。よろしくご審議お願いいたします。私の担当した 162 の場所については耕作した後が見られ特に問題ありません。

委員

私の担当した 152 の場所についても昨年まで耕作されていたので特に問題ありません。

委員

私の担当した 161 の場所についても耕作していた跡が見られ特に問題ありません。

議長

番号 606-152 と 161～162 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 606-152 と 161～162 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 606-152 と 161～162 を承認・可決いたします。

次に、番号 606-153 について担当委員より説明をお願いします。

委員

議案については、記載のとおりです。譲受人は市内で印刷業を営む法人ですが、オリーブの栽培に法人として手掛けていくこととして取り組んでいくとのこと。話によれば知多半島にはオリーブ農家がすでに何件かあるとのこと。場所については担当委員よりお願いします。

委員

場所については、別冊 5 頁をご覧ください。岩滑のセブンイレブンの少し西のところ。水のことについても特段問題はないかと思えます。よろしくお願いします。

議長

番号 606-153 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 606-153 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 606-153 を承認・可決いたします。

次に、番号 606-154～156 及び 159 について事務局及び担当委員より説明をお願いします。

事務局

議案については記載のとおりです。譲受人は市内で養鶏を、また市内、阿久比町内で水稻を行う者で、中間管理をととして手続きを行いたいとするものです。特段問題ないものと考えております。場所については、担当委員よりお願いいたします。

委員

場所については、別冊 6 頁をご覧ください。リクシル半田工場の北側のエリアになります。どの筆についてもこれまできれいに耕作されていた場所です。特段問題はないかと思えます。よろしくお願いします。

議長

番号 606-154～156 及び 159 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 606-154～156 及び 159 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 606-154～156 及び 159 を承認・可決いたします。

次に、番号 606-157 について事務局及び担当委員より説明をお願いします。

事務局

議案については記載のとおりです。譲受人は蒲郡市にお住まいで半田市内で広く水稻を行う者です。特段問題ないものと考えております。場所については、担当委員よりお願いいたします。

委員

場所については、別冊 7 頁をご覧ください。ツカサ工業の東側になります。きれいに耕作されていた場所です。特段問題はないかと思えます。よろしくお願いします。

議長

番号 606-157 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 606-157 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 606-157 を承認・可決いたします。

次に、番号 606-158 については更新です。事務局より説明をお願いします。

事務局

議案については、記載のとおりです。これまでに契約していた中間管理の契約期間満了に伴う更新で、これまで同様に、同人が農業を行うものですので、特段問題ないものと考えております。よろしくお願いいたします。

議長

番号 606-158 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 606-158 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 606-158 を承認・可決いたします。

次に、番号 606-160 について事務局及び担当委員より説明をお願いします。

事務局

議案については記載のとおりです。譲受人は南知多町にお住まいで知多半島内でシイタケなどのキノコ栽培を行う者です。今回は半田市内のこの土地を借り、ハウスを建ててキノコ栽培を行っていききたいとするものです。特段問題ないものと考えております。場所については、担当委員よりお願いいたします。

委員

場所については、別冊 9 頁をご覧ください。知多半島道路の西側の場所できれいに耕作されていた場所です。特段問題はないかと思います。よろしくお願いいたします。

議長

番号 606-160 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 606-160 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 606-160 を承認・可決いたします。

続きまして、第 63 号議案「農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について」です。まずはどういった審議をすることなのか事務局より説明をお願いします。

事務局

地域計画の策定に伴い、中間管理の手続きがこれまでと変わります。具体的にはこれまで県が手続きにかかわった後で市がかかわる形でしたが、今後は逆に市が先にかかわります。そのため今月は議案第 62 号で旧制度の 4 月 1 日始期分の「農用地利用集積計画」についてを、また議案

第 63 号で新制度の 5 月 1 日始期分の「農用地利用集積等促進計画」についてを審議します。
地域計画ができたことにより、農業委員会に求められる役割や、中間管理事業の総会での取り扱いが変更となる点については本日時点で正式な案内がまだ行われていませんが、少なくともこれまでの取り扱いで足るものである旨は確認できています。総会資料の様式はこれまでと分けて異なりますが、これまで同様に今回審議いただきます。なお今後、手続きについて新たな案内がありましたら逐次変更してまいりますのでよろしくお願いします。

議長

それではこれまでの中間管理と同じように審議を行うとのことですので進めたいと思います。番号 606-163～165 について事務局及び担当委員より説明をお願いします。

事務局

議案については記載のとおりです。先ほどの議案第 62 号番号 606-154～156 及び 159 譲受人と同じで市内で養鶏を、また市内、阿久比町内で水稻を行う者です。特段問題ないものと考えております。場所については、担当委員よりお願いいたします。

委員

場所については、別冊 6 頁をご覧ください。先ほどのリクシル半田工場の北側の場所になります。この 3 件についてもきれいに耕作されていた場所です。特段問題はないかと思います。よろしくお願いします。

議長

番号 606-163～165 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 606-163～165 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 606-163～165 を承認・可決いたします。

続きまして、諮問第 8 号「農業振興地域の整備に関する法律の規定による農用地利用計画の変更について」、9 件出ております。番号 1 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。申出者は市内アパートに在住の者で、分家住宅を建てたいとするものです。場所については、担当委員よりお願いします。

委員

場所については、別冊 10 頁をご覧ください。森田家具の東側です。特段問題はないかと思います。よろしくお願いします。

除外担当

残る農地についても、北側から入れるようにして今後も耕作できるように整備することです。要件を満たしており特に問題ないものと考えます。

議長

番号 1 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 1 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 1 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 2 について、議事不参与者は退出しての審議となります。

(不参与者となる者退出)

事務局および担当委員より調査、報告をお願いします。

事務局

議案については記載のとおりです。申出者は当該地北でクリニックを経営する個人で、現在の敷地では事業に足りなくなったため敷地を拡張したいとするものです。場所については、担当委員よりお願いします。

委員

場所については、別冊 10 頁をご覧ください。消防署成岩出張所の西の場所です。特段問題はないかと思います。よろしくお願いします。

議長

番号 2 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 2 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 2 を承認・可決いたします。

(退出者席に戻る)

続きまして、番号 3 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。申出者は市内で自動車点検、修理、車検等を行う個人事業主で、駐車場を増設したいとするです。現状すでに使用してしまっており、今回制度に即して手続きを行いたいとする旨の始末書が完備されていました。場所については、別冊 12 頁をご覧ください。除外 3 の印のある場所です。特段問題はないかと思います。よろしくお願いします。

議長

番号 3 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 3 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 3 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 4 について、事務局及び担当委員より調査、報告をお願いします。

事務局

議案については記載のとおりです。申出者は兵庫県に本社を置きます太陽光発電等を営む法人です。当

該地において太陽光発電を行いたいとするものです。要件等を満たしており除外についてはやむを得ないものと考えております。場所については担当委員よりお願いします。

委員

場所については、別冊 13 頁をご覧ください。地図の左側、矢勝川のすぐ南側のところですよ。図を示します。太陽光パネルをおかれてしまうと図に示したような状況になるところですよ。先日岩滑の皆さんが集まる場で、この開発のことが話題に上がりました。地域としては景観に影響があるため問題があるのではないかという話になりました。この場所を許してしまうと、奥の農地でも太陽光にしたいという意見が出てきてしまう恐れもあります。阿久比側でも太陽光で権現山が切り開かれてしまった経緯があります。地域の者としてはこれを問題視せずにはられません。

除外担当

景観の問題となりますと厳密に言えば農業委員会での審議範囲からはずれてしまいます。担当課ということだと、都市計画課が担当だと思いますので確認しました。このエリアは景観重点地域になっているものの、それをもって開発を禁止できるものではないという回答でした。担当委員の景観的に問題であるという意見はごもっともですが、農業耕作状況や担い手への集積に問題があるといった視点での議論をいただきたいと思っています。

事務局

除外担当としては、要件を満たしている点で他と区別することなく審議するべき、という説明でしたが、ここからは農業委員会の事務局としてお話ししますと、除外の諮問については、除外の可否を審議するのではなく、農業委員会として付す意見があるかどうかということを審議しています。今回も農業者の立場で、農業への影響についての意見でしたら付すことができます。意見を付す場合は、会議体としての意見として付すことの承認可決をいただく必要があり、意見としてまとめれば除外を担当する半田市へ答申します。

委員

担当委員の意見については、地域の農業委員としての苦渋の発言だったと思います。担当委員は市としての農業だけにとどまらない総合的な意見を求めたのではないかと思います。この場で答えが出ないならば、本件を先延ばしにしてもいいのではないですか。

事務局

「この案件は認めるべきでない」という意見を農業委員会として出すかどうか審議が必要です。事業者や土地所有者にとっては事業が少なくとも 3 か月単位で遅れることになるため、誰がどういった権限で止めたかは重要な点になります。

委員

保留するというご意見のある委員もいますが、何の要件でということになると思います。事務局がいうのは、根拠が「景観」で個人の権益を制限するような決定を農業委員会の権限ですることはできないという話です。なかなか難しいなと思います。地域がこの問題を投げかける相手は農業委員会ではないのではないのでしょうか。

委員

何らかの意見を付けられないか調整が必要かと思います。

事務局

この話に対する異論が発生して本日まで間がないため、市内部での調整ができていないです。その上で本日もうするかということになります。

委員

担当委員としては、農業委員会で発言し総会で深く審議していただくことに意義があると思います。

事務局

今日のところは本件を保留とし、庁内の規制等の確認や農業委員会が求められている役割、付す意見の整理をするなどし、短い期間内になりますが別日で再度総会を開きたいと思います。

議長

続きまして、番号 5 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。申出者は市内で石油輸送等を行う法人で、輸送の効率化から現在のタンクのある場所から当該地に移設したいとするものです。場所については、別冊 1 1 頁をご覧ください。半田重工業の北側の場所です。特段問題はないかと思います。よろしくお願いします。

議長

番号 5 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

委員

近くで担い手が耕作しています。排水等に問題はないのでしょうか。

委員

申請書を確認しましたが、大きく土を入れるとかそういった造成は計画がなかったと思います。

議長

番号 5 につきまして、他にご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 5 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 5 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 6 について、事務局及び担当委員より調査、報告をお願いします。

事務局

議案については記載のとおりです。申出者は市で進めています工業団地のアクセス道路のための道路拡張を行う案件です。場所については、担当委員よりお願いいたします。

委員

場所については、別冊 1 4 頁をご覧ください。地図の印の場所です。特段問題はないかと思います。よろしくお願いします。

議長

番号 6 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 6 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 6 を承認・可決いたします。

続きまして、用途区分変更番号 1 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。申出者は市内でカーネーションを栽培する農家です。ハウス栽培をしている場所に現在点在している倉庫等を集約させたいとするものです。場所については、別冊 15 頁をご覧ください。地図の印の場所です。特段問題はないかと思います。よろしくお願いします。

議長

番号 1 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 1 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 1 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 2 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。申出者は市内で畜産及び農産物の加工等を行う法人です。当該地に農畜産物販売施設を設置したいとするものです。場所については、別冊 15 頁をご覧ください。旧営農センターの南側です。特段問題はないかと思います。よろしくお願いします。

議長

番号 2 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 2 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 2 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 3 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。申出者は先ほどと同じ市内で畜産及び農産物の加工等を行う法人です。本件の当該地には精肉加工工場を設置したいとするものです。場所については、別冊 15 頁をご覧ください。旧営農センターの南側、先ほどの案件の西側です。特段問題はないかと思います。よろしくお願いします。

議長

番号 3 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 3 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 3 を承認・可決いたします。

議案については以上となります。

続きまして、報告に移らせていただきます。報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出」が 6 件、報告第 2 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出」が 1 件、報告第 3 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出」が 8 件、報告第 4 号「生産緑地法従事従事者証明」が 1 件ありました。添付書類も含め完備しておりましたので、専決により書類を受理しましたことをご報告いたします。

議長

報告第 1 号から第 4 号について、何かご質問ご意見等はありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長

これで第 2 1 回半田市農業委員会総会を閉会します。

(午後 4 時 0 0 分)

以上議事のてん末を録して下記の者が署名した。

半田市農業委員会長 _____ 印

半田市農業委員 _____ 印

半田市農業委員 _____ 印